

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **木更津市** (都道府県: **千葉県**)
 本事業の担当部局名 **市民部市民課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	木更津市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 4 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	14,100,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 これまで、オンラインによる結婚相談・伴走型支援(メタバースイベント等)や新婚世帯に対する住宅費用等の経済的援助を行ってきた。これらの少子化対策事業の寄与等もあり、木更津市の合計特殊出生率は若干改善し令和4年度が1.44と県内でも高い水準にあるものの、出生数は減少傾向にあり、少子化が進行している。一方で、木更津市は県外からの転入者が多く、妊娠や出産にあたり、周囲からの支援が届きにくい子育て家庭が増加していることから、安心して妊娠・出産ができる環境整備等が課題である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 当年度の少子化対策として、オンラインによる結婚相談・伴走型支援(メタバースイベント等)や新婚世帯に対する住宅費用等の経済的援助を行ってきた。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第3次基本計画(計画期間: 令和5～8年度)の子育て支援の充実に位置づけ、結婚・出産・子育て期への切れ目のない支援として取り組む。</p>							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 無							
※(注)3	【その他独自要件】 夫婦の双方または一方が木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱(平成27年木更津市告示第189号)又は木更津市空家リフォーム助成事業補助金交付要綱(平成29年木更津市告示第287号)に基づく補助等を受けていないこと。							

2. 申請見込

①新規世帯見込

28	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	19 世帯
その他	9 世帯

②継続世帯見込

	世帯
--	----

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和5年度の当事業における支給実績を引用

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯数見込	29	世帯
～12月(実績)	29	世帯
1月～3月(見込)	0	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	19 世帯 × 600,000 円 =	11,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	9 世帯 × 300,000 円 =	2,700,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	14,100,000 円	

3. 広報の実施予定

市のホームページやSNSへ掲載するとともに、商業施設や不動産会社等の地域事業所へチラシの配布をする。

KPI項目		単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	この地域で子育てをしたいと思う人の割合	%	95 (R8)	93.6 (R3)	
	保育園の待機児童数	人	0 (R8)	6 (R4)	
	放課後子ども教室の開設数	か所	8 (R8)	7 (R4)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率	人	1.44 (R4)		
	婚姻件数	件	549 (R4)		
	婚姻率	人	4.12 (R4)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	項目	単位	目標値	現状値
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	60
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	90	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県との連携として「千葉県ホームページでの掲載」及び、千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、事業の周知を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	「木更津市移住・定住促進の活動に関する協定書」を締結した一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南房総支部及びNPO法人木更CoN(きさこん)を通じ、地域ポータルサイト「KISACON」の活用や商業施設や不動産会社等の地域事業所へチラシを配布し、事業の周知を図る。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。